

## 8 許可の基準の概要

許可が必要なものはもちろんのこと、適用除外等により許可を受けずに出すことのできる広告物についても守らなければならない広告物の基準があります。

### (1) 通則的基準の主なもの（条例第19条ほか）

- ① 形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が景観風致を害するおそれのある広告物等を表示又は設置することはできません。
- ② 公衆に危害を及ぼすおそれのある広告物等を表示又は設置することはできません。
- ③ 原則として、蛍光塗料及び蛍光フィルムは使用できません。

### (2) 個別的基準の主なもの（規則・別表第3第4の規格）

#### ① 広告塔・広告板

##### ア 土地に直接設置するもの

(7) 広告物等の上端は、地上10m以下としてください。ただし、商業地域内に設置する自家用広告物で、自己の氏名、名称、店名、商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する場合については、13m以下とすることができます。

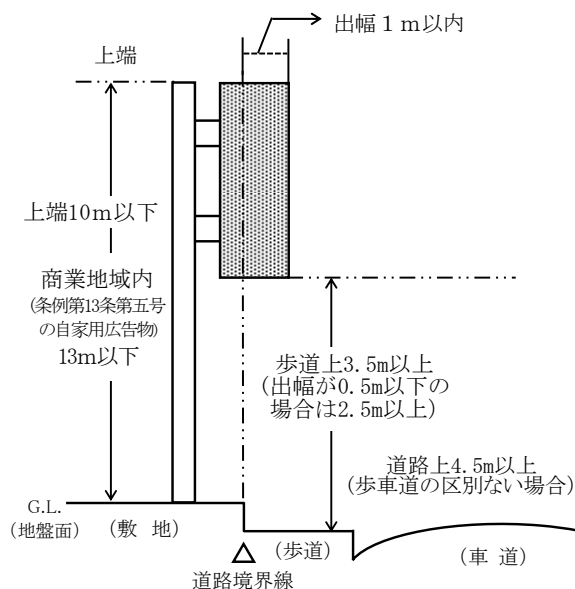
(イ) 道路の上空に突出するものは、道路境界線からの出幅を1m以下としてください。

また、広告物等の下端は、歩車道の区別のある歩道上にあっては地上3.5m以上（道路境界線からの出幅が0.5m以下の場合は、2.5m以上）とし、歩車道の区別のない道路上にあっては地上4.5m以上としてください。

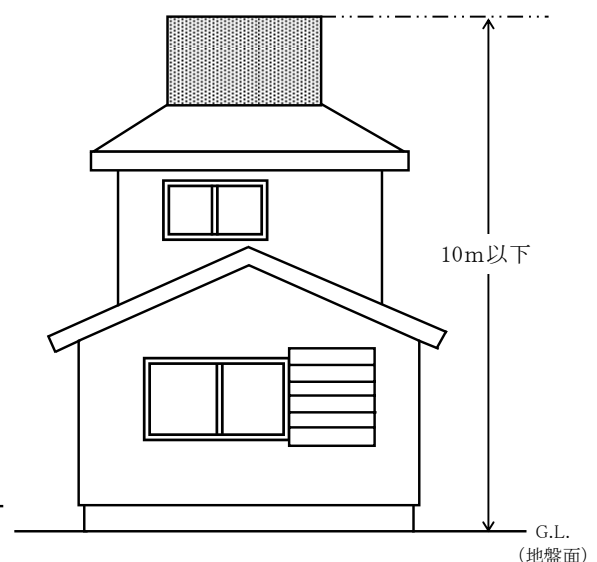
##### イ 建築物の屋上を利用するもの

(7) 木造建築物の屋上に設置する広告物等の上端は、地盤面から10m以下としてください。

##### ア 土地に直接設置するもの



##### イ(7) 木造建築物の屋上設置

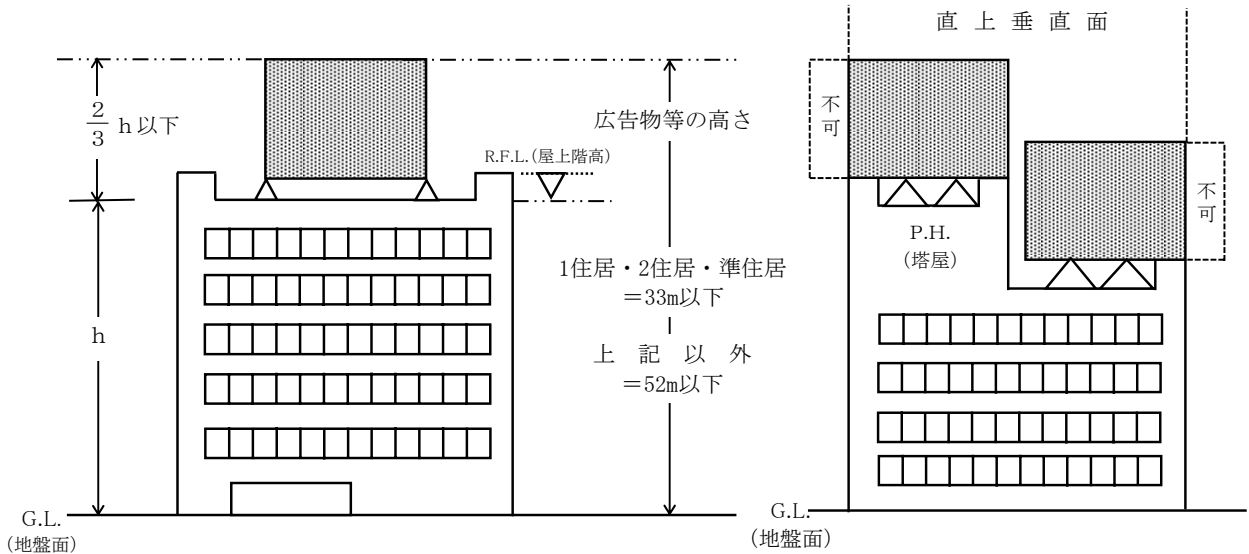


(イ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物の屋上に設置する広告物等（地盤面から広告物等の上端までの高さが 10m 以下のものは除きます。）の高さは、地盤面から設置する箇所までの高さの 3分の2 以下で、かつ、地盤面から広告物等の上端までの高さは、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域内にあつては 33m 以下、その他の用途地域においては 52m 以下としてください。

なお、PH（階段室・昇降機塔等）に設置するものは、窓口に御相談ください。

(ウ) 建築物の壁面の直上垂直面から突出して設置しないでください。

イ(イ)・(ウ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物の屋上に設置



② 建築物の壁面を利用するもの

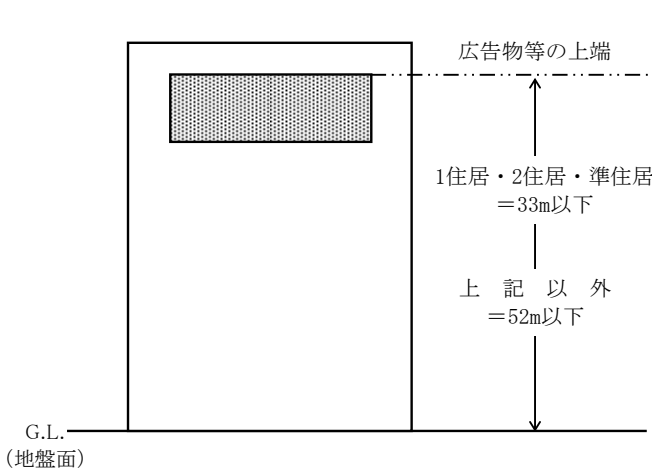
ア 地盤面から広告物等の上端までの高さは、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域内にあつては 33m 以下、その他の用途地域においては 52m 以下としてください。

イ 壁面の外郭線から突出して表示することはできません。

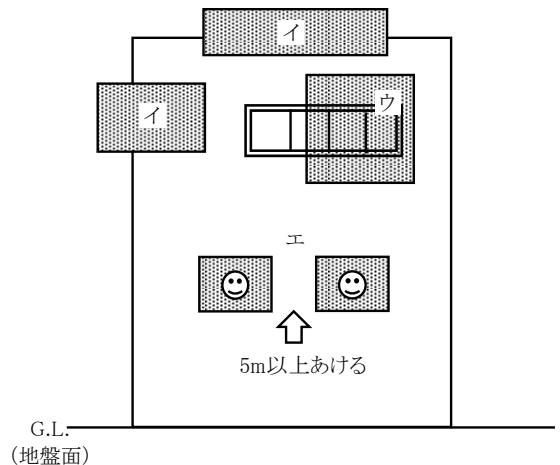
ウ 窓又は開口部を塞いで表示・設置しないでください。ただし、広告幕については、非常用進入口、避難器具が設置された窓又は開口部以外はこの限りではありません。

エ 建築物の一壁面に内容を同じくする広告物等を表示する場合には、各広告物等の間隔を 5 m 以上離してください。

ア 広告物等の上端までの高さ

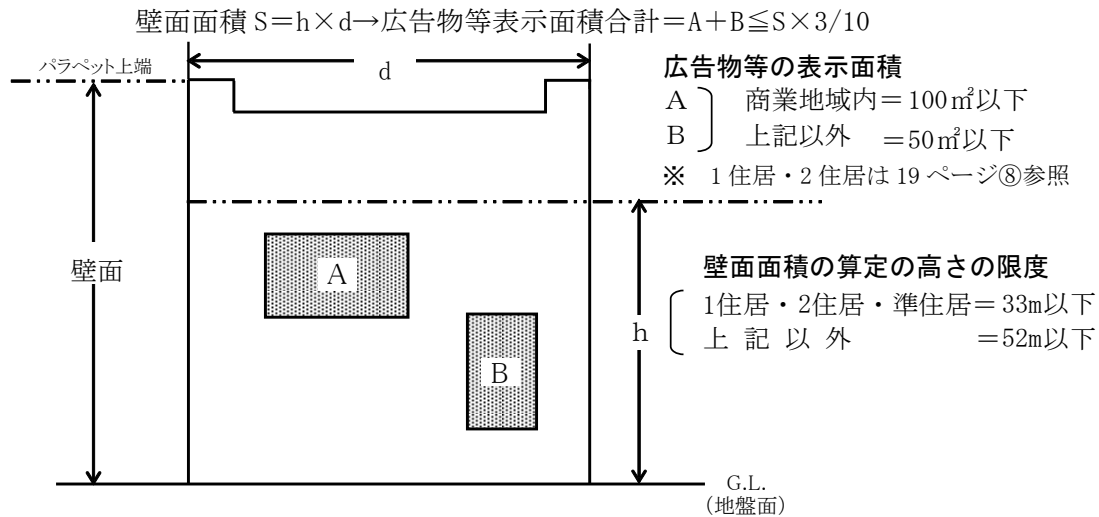


- イ 外郭線から突出はできない。
- ウ 窓又は開口部を塞がない。
- エ 同一広告物等の間隔



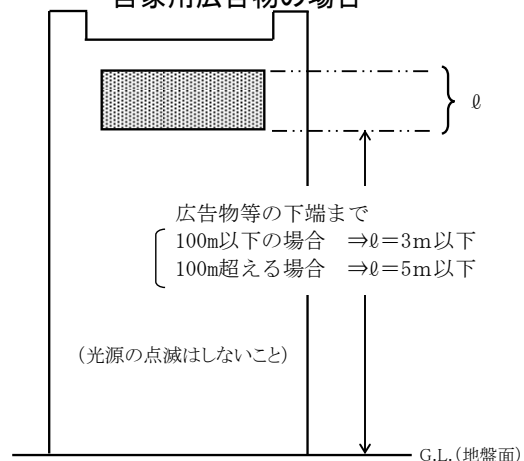
オ 各広告物等（広告幕を除きます。）の面積は、商業地域内においては 100 m<sup>2</sup>以下、商業地域以外においては 50 m<sup>2</sup>以下としてください。

また、広告物等（広告物等の表示期間が 7 日以内のものを除きます。）を表示・設置する壁面における各広告物等の表示面積の合計は、当該壁面面積の 10 分の 3 以下としてください。



カ 自己の事業や営業の内容を含まない自家用広告物については、アに規定する高さを超えて設置することができる場合があります（3 ページの自家用広告物の適用除外を参照）。この場合は、特別なケースとなりますので、窓口に御相談ください。

**カ 自己の事業や営業の内容を含まない自家用広告物の場合**

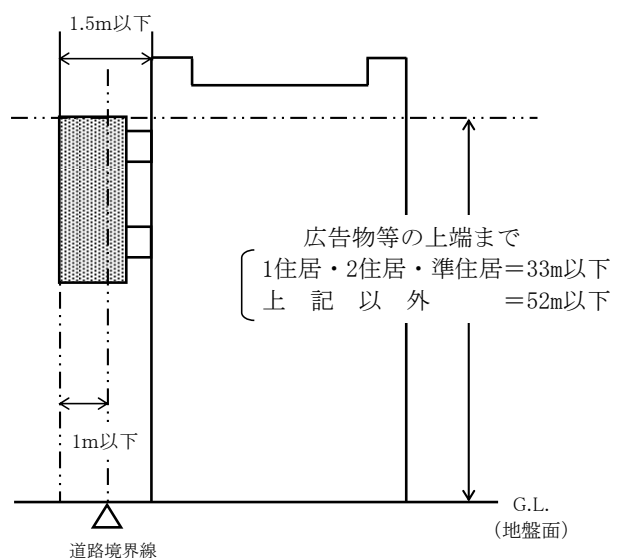


**③ 建築物から突出する形式のもの**

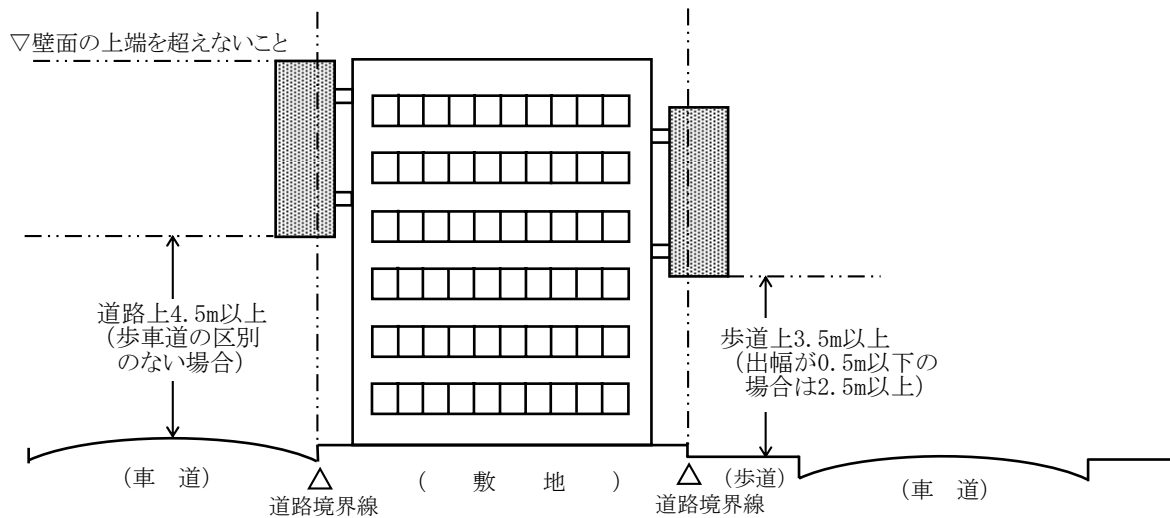
ア 地盤面から広告物等の上端までの高さが、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域内にあつては 33m 以下、その他の用途地域内にあつては 52m 以下としてください。

イ 広告物等（つり下げのものを含む。）の道路境界線からの出幅が 1 m 以下かつ建築物からの出幅が 1.5 m 以下としてください。

**ア・イ 建築物から突出する広告物等**



ウ 広告物等の下端は、歩車道の区別のある歩道上にあつては地上 3.5m以上（道路境界線からの出幅が 0.5m以下の場合は 2.5m以上）とし、歩車道の区別のない道路上にあつては地上から 4.5m以上としてください。



エ 広告物等の上端が当該広告物等を表示する壁面の上端を超えないでください。  
オ 広告物等の構造体は鉄板等で覆うなどして露出させないでください。

④ 道路に沿い、又は鉄道及び軌道の沿線に設置するもの

ア 鉄道及び軌道の路線用地から展望できる野立広告物及びこれに類するものは、距離・間隔・高さ・面積・表示方法等について規制があります。  
イ その他一部の道路沿いの広告物については、別に基準・規格がありますので、屋外広告物取扱窓口にお問い合わせください。

⑤ 電車又は自動車の車体の外面を利用するもの

条例の対象となる自動車は、道路運送車両法に基づく登録を受け、登録の使用の本拠の位置（車庫証明書を受けた場所）が東京都内にある自動車です（広告宣伝車を除く）。  
車体利用広告については、意匠等作成経過報告書の提出が必要な場合があります。

	種 別	許可の基準・規制等
ア 車 体 利 用 広 告	乗用車、貨物自動車、バス又は電車	<p>■許可が不要な広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所有者又は管理者の氏名、名称、店名又は商標を表示するもの</li> <li>○ 自動車の車体に非営利広告物等（規則第 18 条第一号）を表示するもの</li> </ul> <p>■許可を受けて出せる広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を表示するもの</li> </ul>
	イ 路線バス※、観光バス又は路面電車	○許可を受ければ、第三者等の広告物が表示できます（規模等の概要は次ページ以降を参照してください）。
	ウ 電車	○ハイヤー及びタクシーについては、窓の内側から外側に向けて第三者等の広告物を表示した車両は、上記の第三者広告は表示できませんので御注意ください。
	エ ハイヤー及びタクシー	
	広告宣伝車	消防自動車又は救急自動車と紛らわしい色を使用しないこと。

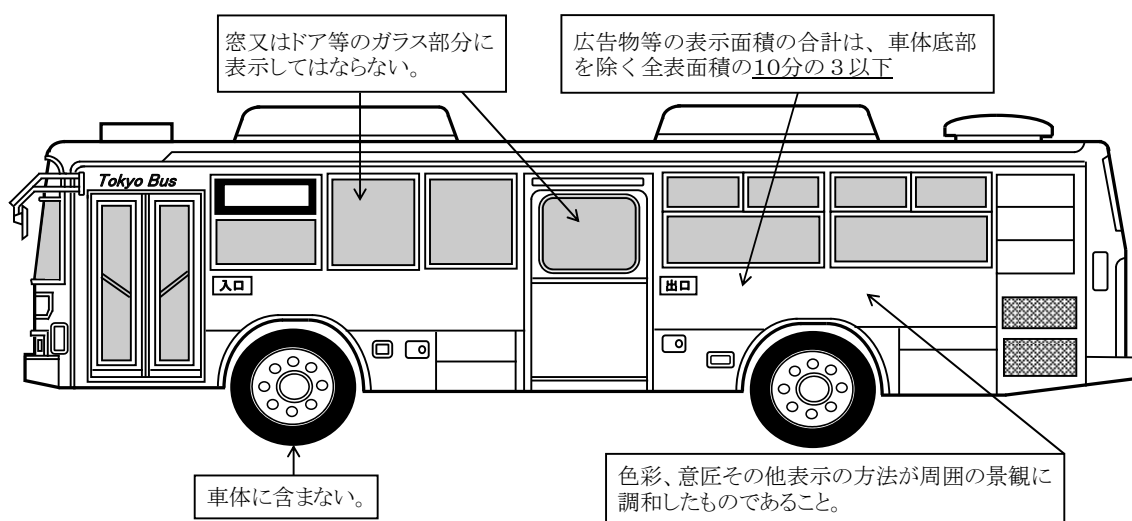
※ 路線バスで、長方形の枠を利用する方式の場合は第三者広告物が掲出できます。

ア 車体利用広告共通事項

(7) 電光表示装置等により映像を映し出すものなど、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのある広告物等や、運転者を幻惑させるおそれのある、発光し、蛍光素材を用い、又は反射効果を有する広告物等は、表示・設置しないでください。

(4) 車体の窓又はドア等のガラス部分には広告物等を表示・設置しないでください。

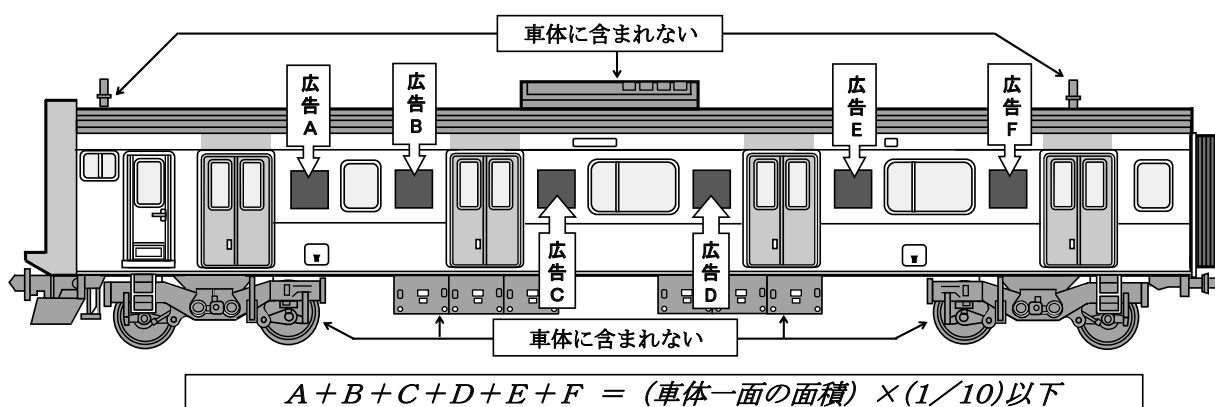
イ 路面電車、路線バス・観光バスの車体の外面を利用する広告物等



広告物等の表示面積の合計は、車体底部を除く全表面積の10分の3以下としてください。

バス会社等の識別性が低下するため、車体前面への広告は表示しないでください。

ウ 電車（路面電車を除く）の車体の外面を利用する広告物等



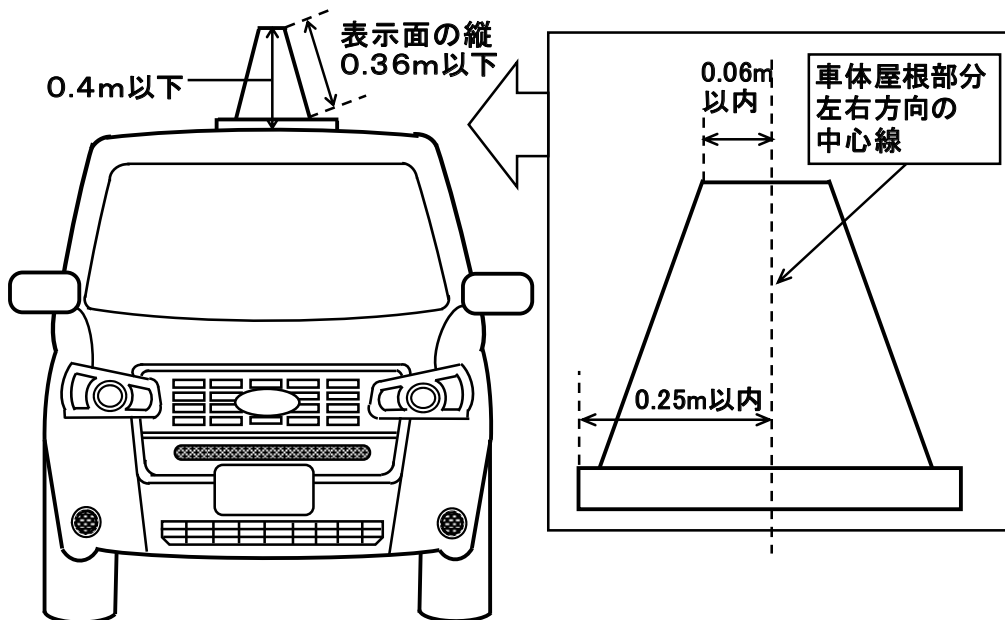
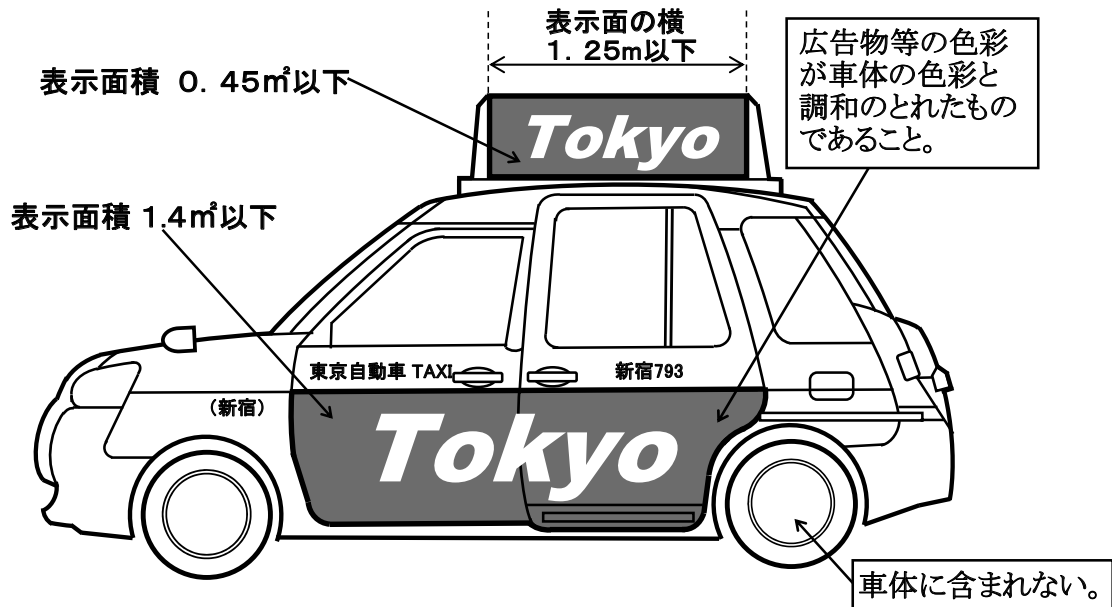
※表示面積の算定にあたっては、電車のボディー（台車、上部の換気口の突起、パンタグラフ等はボディーに含まれない。）を前・後・左・右・上・下に分け、丸みがかった部分は、どちらかと一体と考える。

車体の一の外面における各広告物等の表示面積の合計は、当該外面面積の10分の1以下としてください。ただし、次に掲げる広告物等のみを表示する場合には、車体の一の外面における各広告物等の表示面積の合計は、当該外面面積の10分の3以下とすることができます。

(7) 所有者又は管理者の氏名、名称、店名又は商標を表示するもの

(4) 電車の車体に非営利広告物等（規則第18条第一号）を表示するもの

- (ウ) 電車（路面電車を除く）の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を表示するもの
  - (エ) 電車（路面電車を除く）を利用した催物、行事等を表示するための広告物等で表示期間が6か月以内のもの
  - (オ) 国又は地方公共団体が地域の振興を目的として表示するもの
- エ ハイヤー及びタクシー（車体の窓又はドア等のガラス部分の内側から外側に向けて第三者等の広告物を表示した車両を除きます）の車体の外面を利用する広告物等



オ その他（イからエまでに共通する事項）

- (ア) 色彩、意匠その他表示の方法は周囲の景観に調和したものにしてください。
- (イ) 車体各面に表示する広告物は、二広告物以下（エについては、1台の車両に表示する広告物は、一広告物以下）としてください。
- (ウ) そのほか、詳しい基準については、屋外広告物取扱窓口で御確認ください。

## カ 広告宣伝車（宣伝車）

### (7) 定義

自動車検査証に車体の形状として「放送宣伝」と記載されている自動車をいいます。

### (イ) 規制の対象

広告宣伝車は、自動車検査証に記載される登録の使用の本拠の位置にかかわらず、都内で広告を表示して走行する場合は対象となります。なお、登録の使用の本拠の位置が都内である広告宣伝車については、都内走行時に広告を表示せず、都外で広告を表示して走行する場合、都外自治体において都条例に基づく許可が求められることがあります。

### (ウ) 規格

「ア 車体利用広告共通事項」のほか、消防自動車又は救急自動車と紛らわしい色を使用することはできません。

### (エ) デザイン自主審査

広告宣伝車で第三者広告を表示する場合は、屋外広告物許可申請前にデザイン審査を受けることが求められます。（公社）東京屋外広告協会車体利用広告デザイン審査委員会を実施しておりますので、詳細は同協会 HP (<http://toaa.or.jp/>) をご確認ください。



### (オ) 屋外広告物許可申請先

都内ナンバーの広告宣伝車は、車両登録地の許可権者、都外ナンバーの広告宣伝車は広告を表示して最初に周回走行を行うルートのある許可権者に申請してください。都内の複数の区市町村を通過し、周回走行を行う場合でも、申請は上記の一箇所で行います。

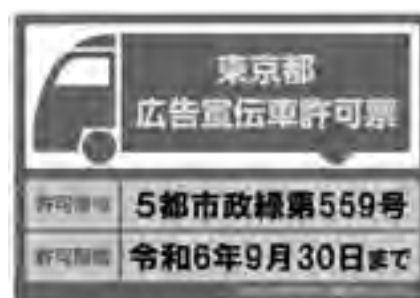


### (カ) 走行ルート図

屋外広告物許可申請を提出する際には、都内における走行経路（広告物の表示場所）を示す図として、「走行ルート図」を許可申請書の別紙として提出ください。

### (キ) 広告宣伝車許可票

広告宣伝車が屋外広告物許可を受けていることを外観上分かるようにするため、車体に「広告宣伝車許可票」の貼付をお願いしています。車両左側のドア等の外側から見やすい場所に貼付してください。



⑥ 自転車に表示する広告物は、車体のフレーム本体（前かごを含む）への表示のみが可能です。掲出物件等を搭載・設置することはできません。

⑦ 電柱・街路灯柱及び標識を利用する広告物等の規格は、区又は多摩建築指導事務所の屋外広告物取扱窓口にお問い合わせください。

⑧ 第1種・第2種住居地域内における広告物等の規格

第1種・第2種住居地域内に設置する広告物等（自家用広告物及び工事現場の板塀等に表示される宣伝の用に供されていない絵画以外）の表示面積は、各広告物当たり 10 m<sup>2</sup>以下としてください。

⑨ 第1種・第2種低層住居専用地域の境界線から 50m以内に設置する広告物等の禁止事項  
光源の点滅はしないでください。ただし、展望できないものは除きます。

⑩ 第1種文教地区及び風致地区で禁止区域から除外した区域内に設置する広告物等の禁止事項

露出したネオン管又は赤色のネオン管を使用せず、光源の点滅はしないでください。

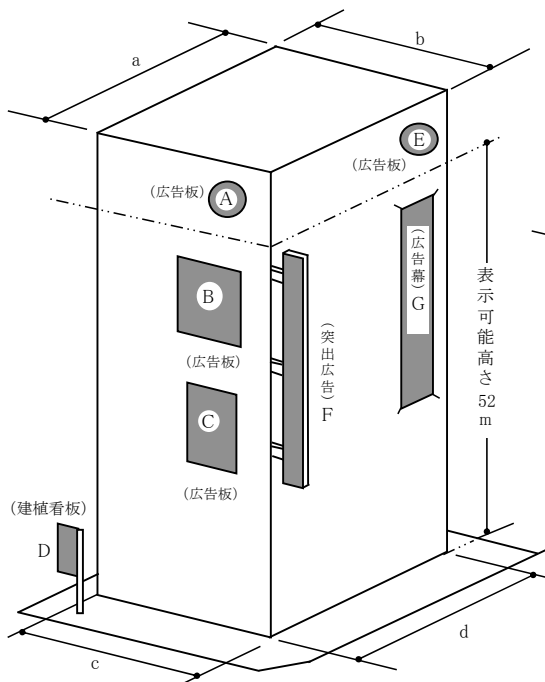
⑪ 景観計画区域のうち知事の指定する区域の規格

条例に定める一般的な基準に加えて、22 ページから 31 ページまでに掲げる規制が適用されます。

(3) 広告物の総表示面積の規制（総量規制）（条例第 22 条、規則第 20 条）

近隣商業地域及び商業地域内にある高さが10mを超える建築物に表示する広告物の総表示面積は、一建築物の総壁面面積（第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内にあつては 33m、それ以外の地域にあつては 52mまでの高さの部分の面積）の60%を超えない面積としてください。ただし、表示期間が7日以内のものを除きます。

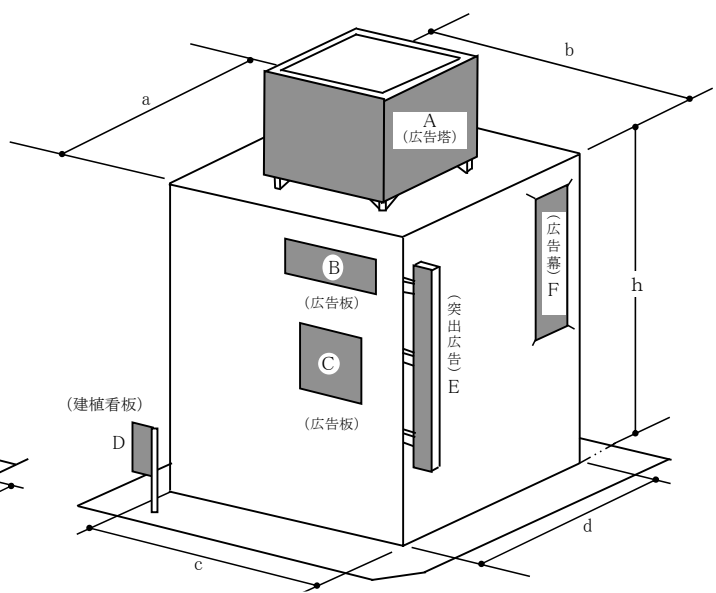
例) [建築物の高さ 52m以上]



建築物の高さ52m以上

$$\begin{aligned} \text{総壁面面積 (W)} &= (a + b + c + d) \times 52\text{m} \\ \text{広告物の総表示面積} &= A + B + C + E + F + G \leq W \times (6/10) \end{aligned}$$

例) [建築物の高さ 52m以下]



建築物の高さ 52m 以下

$$\begin{aligned} \text{総壁面面積 (W)} &= (a + b + c + d) \times h \\ \text{広告物の総表示面積} &= A + B + C + E + F \leq W \times (6/10) \end{aligned}$$